

大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）に対する
パブリック・コメントと市の考え方について

意見	市の対応方針
<p>(1) 再生資源物の保管基準については、千葉市や袖ヶ浦市の例によると5メートルとなっていますが、景観阻害や圧迫感のみならず地震等の災害発生時に崩れたり、火災発生時には消火活動への影響も懸念されることです。したがって、先進事例よりも厳しい3メートルにするなどしてはいかがでしょうか。</p>	<p>(1) 保管基準に関して、高さ等については規則で定めることとしております。いただきましたご意見は、既存施設の状況等も考慮しながら規則制定時の参考とさせていただきます。</p>
<p>(2) フォークリフト等の重機についてもメートル制限を設けず、住宅地、学校、病院等近隣に立地できないよう配慮の上、千葉県条例よりも厳しい条例としてください。</p>	<p>(2) 新たに制定しようとする条例には、千葉県条例のような重機に係る要件はなく、保管物と保管場面積等の要件を満たした場合に適用されます。なお、住宅等からの距離制限として100メートルの離隔をとるよう規定していますので、千葉県条例と比べて制限の度合いは強いものと認識しています。</p>
<p>(3) 千葉市の例を参考に、「雑品スクラップ」「火災注意品目」「不燃材料」を定義し、施行規則において保管基準等を明示してください。併せて、千葉市の条例施行規則と同等の内容で規則制定してください。</p> <p>(4) 附則中の「既存屋外保管事業場」について、第9条の規定は、条例の施行日から起算して3か月経過したときに適用されるようにしてください。</p> <p>(5) 既存屋外保管事業場、従前の屋外保管事業者に対しては、附則中に定める適用除外の規定を除き、勧告、命令、罰則を含めたすべての条文が適用されるようにしてください。</p> <p>(6) 既存屋外保管事業場については、条例第11条の規定が適用されないこととなっていますが、現場責任者の設置は必要だと考えますので、適用されるようにしてください。</p>	<p>(3) 雑品スクラップかどうかにかかわらず保管しようとする物品が再生資源物に該当する場合は、（一部適用除外となるケースを除いて）一律に条例の規定が適用するものでありますので、個別には定義しませんが、火災予防や、延焼防止措置、保管面積等の基準については、規則制定時の参考とさせていただきます。</p> <p>(4) そのように規定しています。</p> <p>(5) そのように規定しています。</p> <p>(6) 雇用等の負担もあることから一定の猶予期間を設けた上で現場責任者を設置することを義務付ける規定を加えます。</p>
<p>(7) 1年ごとに水質、地質調査を実施させ10年間記録を保管させるべきです。</p> <p>(8) 立地基準としては、住宅等から200メートルとしてください。</p> <p>(9) 税収がほしいという市の立場はあると思いますが、住民に迷惑をかけて農地を汚染して得た税収はだれのためのお金でしょうか。厳しく規制し、きちんとした運営がされる事業者のみに許可を出すべきです。</p>	<p>(7) 毎年水質等検査や、10年間の記録保管は、事業者にとって過度の負担を求めることになるため困難と考えます。なお、申請時に計画書を提出させる中で、油分離装置など適切な設備を設置することで、周辺の水質や地質を汚染しないよう対策することを求めています。万が一、事故等により汚染につながるような事態が生じた場合には、直ちに修繕することや、水質等検査、改善までの記録保管等を求めることとなります。</p> <p>(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設にあっても、200メートルと定める例はなく、過度な制限となるものと考えられます。</p> <p>(9) 適切に運用してまいります。</p>

大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）に対する
パブリック・コメントと市の考え方について

意見	市の対応方針
<p>(10) 既存屋外保管事業場について、経過措置期間経過後に保管基準に適合しない場合は、第18条、第22条の規定が適用されることを明示してほしい。</p> <p>(11) 第18条、第22条の冒頭に「附則に定める経過措置期間が経過した後に」と入れてほしい。</p> <p>(12) 第30条に、第9条の規定に違反し、かつ、第18条第2項又は第22条第2項の命令に従わず、当該違反状態を3月を超えて継続した者として第6号を追加してほしい。</p>	<p>(10) いずれの規定も適用除外としていませんので、案のままとします。なお、既存屋外保管事業場は、附則に定める届出をもって許可したものとみなすこととなるため、届出前は第22条が、届出後は第18条の規定が適用されることとなります。</p> <p>(11) 経過措置期間にかかわらず、いずれかの規定は適用されるものですので、案のままとします。</p> <p>(12) 命令違反をもって刑罰が適用されることとなりますので、ご意見の罰則は二重刑罰となる可能性があることから、対応できかねます。</p>
<p>(13) 第30条第5項を「第18条第2項若しくは第3項、第22条第2項若しくは第3項又は第24条第2項の規定により火災の発生、延焼、再生資源物の崩落若しくは流出その他市民生活の安全又は生活環境の保全に重大な支障を生ずるおそれを防止するために履行すべき措置の内容及び期限が明示されているにもかかわらず、正当な理由なくこれに違反した者」と改めてほしい。</p> <p>(14) 雑品スクラップ、リチウムイオン電池、雑品スクラップに混入したリチウムイオン電池は屋外における野積み禁止として規定してほしい。</p> <p>(15) (14)に併せて附則で3月の猶予を与えうえて、野積みされている状態を是正させる規定を追加してほしい。</p> <p>(16) 雑品スクラップの保管に当たって、保管場所と周辺住宅等との距離（囲いの外周と住宅の敷地境界線）を5メートル以上とする規定を追加してほしい。</p>	<p>(13) 刑罰の構成要件に関しては、関係機関と協議しながら慎重に規定する必要がありますので、参考意見とさせていただきます。</p> <p>(14) リチウムイオン電池は一定の量を保管する場合は、指定可燃物として消防法が適用されます。また、一般的に屋外保管事業場は、市街化調整区域に設置されることが多く、建築できないケースも想定されるところであり、屋外保管に関する条例であることに鑑みてもご意見のように規定することは困難です。</p> <p>(15) (14)のとおりですので付随する規定も設けることはできかねます。</p> <p>(16) 新たに設置しようとする屋外保管事業場については、囲いの外周と敷地境界については、住宅等から100メートルの離隔を求めているところです。ご心配される雑品スクラップに関する火災予防、延焼防止措置等については前2点のご意見を踏まえながら規則制定時の参考とさせていただきます。</p>
<p>(17) 屋外保管事業者と周辺住民との間で協定等を締結した場合、その内容を誠実に履行するように求める規定を追加し、併せてその内容に違反している場合であって、周辺住民の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合は是正を命じることができる規定を追加してほしい。</p> <p>(18) 新たに追加する雑品スクラップの規定は、罰則とリンクするようにしてほしい。</p>	<p>(17) 市では周辺住民の皆様と事業者との間で締結された協定等の履行に関して関与することはできません。条例に基づく適切な運営がなされていないものと認められる場合は、指導や改善命令等を行ってまいります。</p> <p>(18) いわゆる雑品スクラップであっても再生資源物に該当する限りにおいては、罰則が適用されます。なお、廃棄物に該当する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されることとなります。いずれの場合にあっても適切に運用してまいります。</p>

大網白里市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）に対する
パブリック・コメントと市の考え方について

意見	市の対応方針
<p>(19) 住民説明会ではなく、公開質問状に答えてもらう方式としてはいかがでしょうか。</p> <p>(20) 罰金制度があっても罰金を払いながら違法作業を続ける者もいることから、供託金制度を設けてはいかがでしょう。</p> <p>(21) 勧告は、職員が現場に行くことなく内容証明郵便を送付すればよいのではないのでしょうか。この際、改善措置が取られず、改めて内容証明郵便を送ることとなった場合は、供託金から支払うこととすればよいと考えます。</p> <p>(22) 罰金についても、供託金から支払ってもらい、供託金が規定額を下回った場合は、入金があるまで新規搬入を禁止します。</p> <p>(23) 第21条、第22条及び第23条中に「～ことができる」とありますが、個人の判断にゆだねることなく「やらなければならない」としてください。</p>	<p>(19) 書面のやり取りに限らず、対面での説明会開催は、事業地周辺の住民の意見を直接的に訴える機会として確保すべきであると考えていますので、現状のままといたします。</p> <p>(20) 供託金は法令により行われるものであり、市条例では採用できかねます。</p> <p>(21) 勧告自体は書面で行いますが、勧告に際して事業者が講ずるべき措置や、発生している不適切な状態を直接確認する必要がありますので、現地立入は必要です。供託金については、(20)のとおりです。</p> <p>(22) 罰金については、裁判を受けて命じられ本人が納めるものであり、供託金から支払うものではありませんので採用できかねます。</p> <p>(23) ご心配いただいているような恣意的な運用を行うためのものではありません。相手方に正当な理由がある場合や、市の処分に対する審査請求、取消訴訟等があった場合、改善の兆しが見られる場合などは、一部例外的に、直ちに条例の規定を適用しないケースもあり得ますので、案のように規定しているところです。</p>